

令和3年版

環境白書

【概要版】



令和4年3月
鹿児島県

○巻頭特集1(奄美の世界自然遺産登録について)

奄美の世界自然遺産登録

令和3年7月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録されました。

これにより、鹿児島県は、屋久島と合わせて2つの世界自然遺産を有する国内で唯一の都道府県になりました。

ここでは、奄美大島と徳之島が世界自然遺産に登録された経緯や自然環境の保全と利用の両立を図るための取組などについて紹介します。

1 世界自然遺産登録までの経緯

平成15年に世界自然遺産候補地になることが決定してから、十数年もの長きにわたる取組を重ね、世界自然遺産に登録されました。

平成15(2003)年5月	国の検討会において、奄美群島を含む琉球列島を知床、小笠原諸島とともに世界自然遺産の候補地として選定
平成25(2013)年1月	国が世界遺産暫定一覧表に記載を決定 (ユネスコ世界遺産センターへの提出)
平成25(2013)年12月	国が遺産候補地として奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島を選定
平成29(2017)年2月	国がユネスコ世界遺産センターへ推薦書を提出
平成29(2017)年3月	奄美群島国立公園の指定
平成30(2018)年5月	国際自然保護連合(IUCN)による世界遺産委員会への登録延期勧告 → 6月 国は、推薦書を一旦取り下げ
平成31(2019)年2月	国がユネスコ世界遺産センターへ推薦書を再提出
令和3(2021)年5月	IUCNによる世界遺産委員会への登録勧告
令和3(2021)年7月	第44回世界遺産委員会において登録が決定

2 世界自然遺産としての顕著な普遍的価値

琉球列島は、亜熱帯気候に属し、地殻変動や気候変動等によって、ユーラシア大陸と分離・結合を繰り返し、現在の形になりました。

また、暖流である黒潮と、夏は太平洋から、冬は大陸から海を渡って吹いてくる季節風によって、年間を通じて温暖で雨が豊富です。このような条件の下で、各島では大陸や他の島から切り離された動植物が独自に進化するなどして、ユニークな生態系ができました。

なかでも、奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島は、アマミノクロウサギなどの絶滅危惧種を含む動植物の生息・生育地であり、島の成り立ちを反映した独自の生物進化を背景とした、国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域です。

この「生物多様性」が評価され、世界自然遺産に登録されました。



3 自然環境の保全と利用の両立

世界自然遺産に登録された後も、遺産の価値であるすばらしい自然環境を維持することが重要です。

そのため、県では、関係者と連携を図りながら、自然環境の保全と利用の両立を図るための様々な取組を実施しています。

(1) 希少種保護、外来種対策

奄美大島と徳之島には、ここにしかない多くの希少な野生の動植物が生息・生育しています。しかし、生息・生育環境の悪化や盗採、外来種による影響等により、これらの多くが絶滅の危機に瀕しています。

そのため、希少種の保護の取組や外来種対策を実施しています。

① 希少種の保護

「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、リュウキュウアユ、アマミセイシカなどの希少種を指定希少野生動植物として指定し、捕獲等を禁止しています。

また、「奄美群島希少野生生物保護対策協議会」を設置しており、保護のために必要な対策等の調整や協議、「希少野生動植物盗採防止キャンペーン」といった普及啓発を図るための取組等を実施しています。

さらに、令和元年11月から、奄美大島及び徳之島における貴重な野生動植物の保護の取組に協力する企業・団体等と「奄美大島・徳之島の貴重な野生動植物を守り隊」を結成し、希少種の保護体制を強化しています。



② 外来種対策

「指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例」に基づき、ニホンスッポン、コイなど奄美群島に元々生息・生育していなかった種を指定外来動植物として指定し、指定外来動植物の放出等を禁止しています。

また、多様な主体が外来種の駆除活動に取り組んでいただけるよう緊急に防除対策が必要な種などについて「外来種駆除対応マニュアル」を作成し、駆除活動への協力を呼びかけています。



(2) 奄美群島持続的観光マスタープランに基づく取組

持続的な観光を計画的に進めることによって、観光資源である自然環境の保全につなげ、環境文化の保全と継承、地域社会の振興と発展を目指すため、国、県、市町村、民間団体等の共通の指針として、平成28年3月に「奄美群島持続的観光マスタープラン」を策定しました。このマスタープランに基づき、主に3つの取組を行っています。

① 利用の適正化

自然保護上重要な地域において利用ルールを作ることで、増加する利用者による過剰利用を防止し、貴重な動植物を保護するため、奄美大島の金作原や市道三太郎線周辺、徳之島の林道山クビリ線において、地域毎に関係行政機関、エコツアーガイド、地域住民、関係団体等で作った利用のルールを導入しています。



図(上) ガイドによるエコツアー
図(右) 利用ルール看板



**世界自然遺産
奄美トレイル**
Amami World Heritage Trail



② 世界自然遺産奄美トレイルの設定

地元の方や訪れる方が奄美群島の自然や文化に親しめること、奄美大島と徳之島が世界自然遺産に登録された効果を奄美群島全体に波及させ、島と島の結びつきをより強くすることを目的に作られました。

奄美トレイルは、奄美群島の有人島8島を14エリアに分け、各エリアに3～6コースを設定しており、令和3年1月に全線が開通しました（12市町村、51コース、総延長約550km）。各コースは、地元の市町村、地域おこし協力隊、地域住民のみなさんから、地元の見どころや心地よい道を挙げていただき、設定されています。



③ 施設整備

世界自然遺産登録後の増加する観光客等に対応するため、島内に施設を適切に配置することによって、利用を計画的に誘導するとともに、島内を回遊する動線をつくり、遺産地域の保全と利用者満足度の向上を図るよう、国、県、市町村が役割分担しながら、優先度の高い施設の整備を進めています。

県では、奄美パークの設置・運営のほか、気軽に奄美の自然を体感できる施設として、奄美自然観察の森（龍郷町）の再整備を支援しています。



(3) 普及啓発



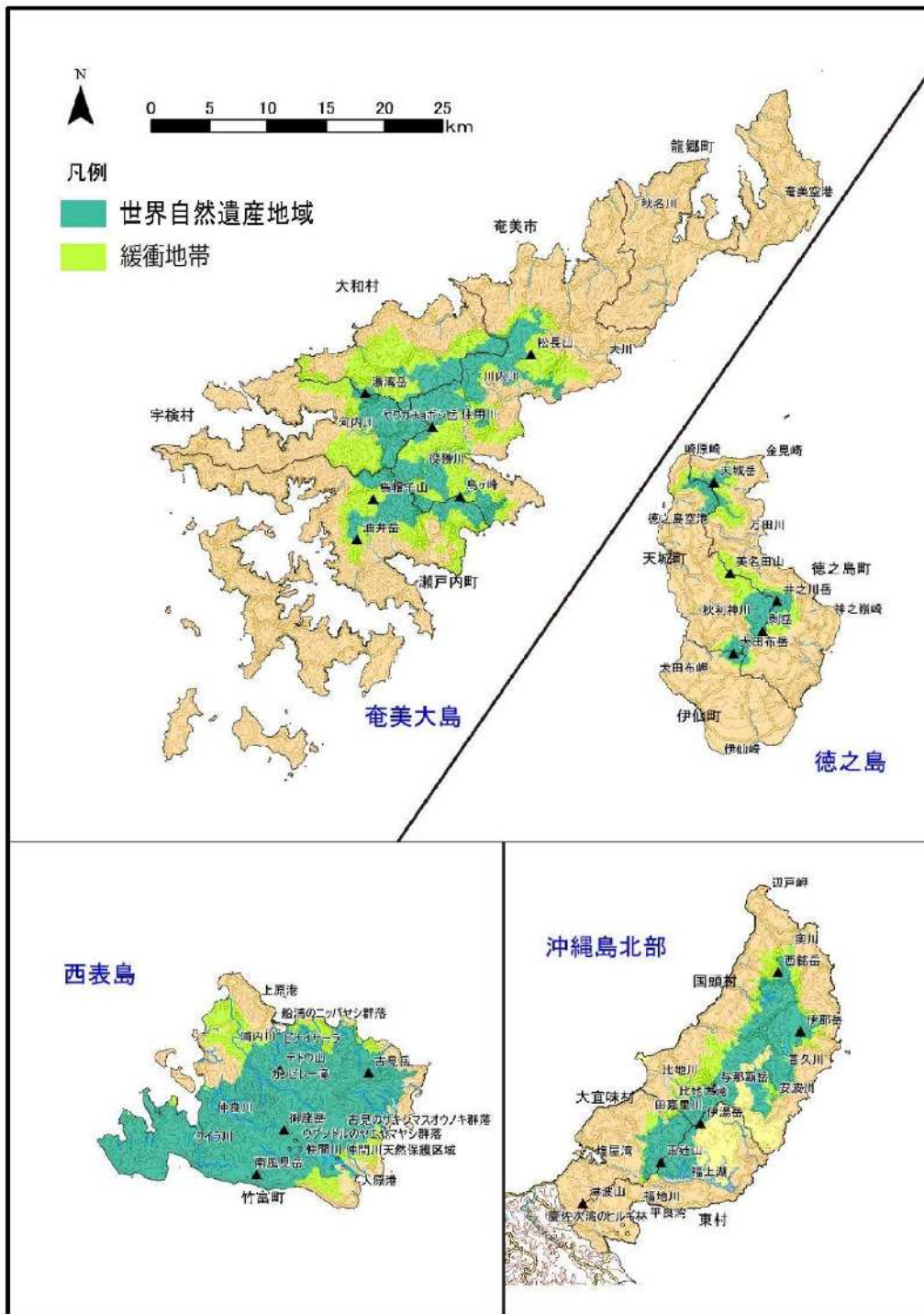
奄美の世界自然遺産や奄美群島の自然環境等について、地域住民や来島者に向けて、シンポジウムの開催やパンフレットの作成・配布等を実施しています。



世界自然遺産の価値を次の世代へ継承するために

自然環境の保全と利用の両立は、多くの方々の御理解、御協力があってできるものです。世界の宝をみんなで守っていきましょう。

(参考) 世界自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の概要



【世界自然遺産地域及び緩衝地帯の面積と関係する市町村】

構成要素の名称	世界自然遺産地域 (ha)	緩衝地帯 (ha)	関係する市町村
奄美大島	11,640	14,663	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町
徳之島	2,515	2,812	徳之島町、天城町、伊仙町
沖縄島北部	7,721	3,398	国頭村、大宜味村、東村
西表島	20,822	3,594	竹富町
総面積	42,698	24,467	

○巻頭特集2(鹿児島県環境基本計画の改定等について)

鹿児島県環境基本計画の改定

県環境基本計画は、県環境基本条例第11条第1項の規定により、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として定めるものです。

平成23年3月に改定した本計画は、令和2年度に終期を迎えたこと、また、環境をめぐる情勢の変化等に対応するため、令和3年3月に改定しました。

計画の性格と役割

- ① 長期的展望に立った基本目標を明らかにし、環境の保全、活用に関する全ての主体の共通認識の形成を図ります。
- ② 環境保全施策の基本的方向を明らかにし、県や市町村、事業者における環境に配慮した施策や事業の実施を推進します。
- ③ 環境保全に向けた各主体の役割と取組を明らかにし、公平な役割分担のもとで、自主的・積極的な環境保全活動を推進します。

環境をめぐる情勢の変化等

- 気候変動適応法の制定、国や本県による2050年カーボンニュートラルの実現を目指す旨の表明
- 生物多様性の保全、人と自然との共生、外来種の問題
- 越境大気汚染、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題
- 国連での「持続可能な開発目標(SDGs)」の採択、国による「地域循環共生圏」の提唱 など

計画の期間

令和3年度から令和12年度まで(10年間)

※ 環境をめぐる状況の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

基本目標(将来像)

「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を目指して、次の項目を基本目標(将来像)とします。

(1) 自然と共生する地域社会づくり

生物多様性や環境文化についての理解が深まり、県民の参加による自然環境の保全・再生と、地域活性化につながる持続可能な利用の取組が行われています。

人的要因による新たな種の絶滅や、新たな侵略的外来種の意図的な進入の防止が図られています。

屋久島に続き、奄美大島及び徳之島が世界自然遺産に登録され、適正な保全・管理を図りながら、奄美群島全体での持続可能な地域づくりが推進されています。

人々が憩い親しむ水辺環境や干潟に加え、野鳥、イルカ、オオウナギなど多種多様な野生生物が棲む錦江湾や池田湖の水環境が良好に保全されています。

(2) 地球環境を守る脱炭素社会づくり

県民、事業者、行政が一体となり、二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減や気候変動の影響への適応など、脱炭素社会に向けた取組が積極的に進められています。

林業経営体をはじめ、森林ボランティア、企業等の多様な主体の連携の下、森林が適切に整備・保全されており、二酸化炭素を吸収するなどの多面的な機能が十分に発揮されています。

(3) 再生可能エネルギーを活用した地域づくり

自然環境に配慮しつつ、県内に存在する多様で豊かな資源を活用した再生可能エネルギーの導入が促進され、エネルギーの地産地消などが図られています。

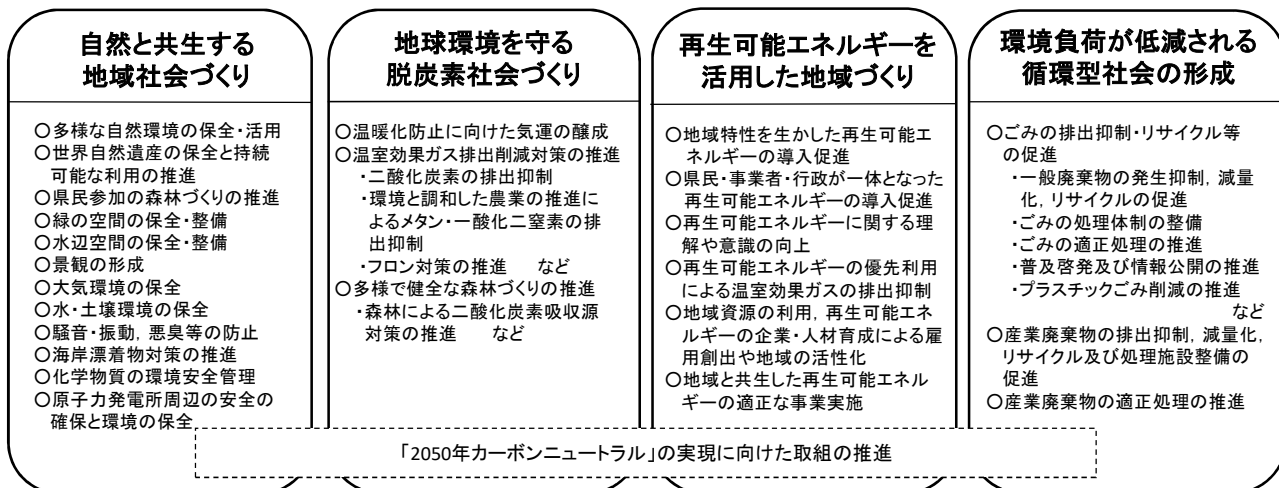
(4) 環境負荷が低減される循環型社会の形成

従来の大量生産・大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直し、資源やエネルギーの効率的な使用、限られた資源を繰り返し使うことのできる物質循環の流れの確保など、環境への負荷をできる限り低減した、循環型社会が形成されています。

産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルが更に促進されているとともに、産業廃棄物処理施設の整備及び産業廃棄物の適正処理が図られています。

施策の展開

基本目標(将来像)の実現に向け、環境保全施策を「自然と共生する地域社会づくり」、「地球環境を守る脱炭素社会づくり」、「再生可能エネルギーを活用した地域づくり」、「環境負荷が低減される循環型社会の形成」及び「良好な環境を支える共通施策の推進」に分類し、「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を目指して、その方向に沿った施策を示すとともに、「環境保全に関する重点施策」を掲げ、重点的・効果的な推進を図ります。



2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、国は、地域のエネルギーや資源の地産地消、生活衛生インフラ、農山漁村・里山里海など、地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる8つの主要分野において、国と地方とが協力して、脱炭素社会を実現する行程を示す「地域脱炭素ロードマップ」の策定を進めており、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取組の推進は、基本目標の全てに関係します。

良好な環境を支える共通施策の推進

- | | | |
|-------------------|---------------|------------------|
| ○環境影響評価等の推進 | ○環境教育・環境学習の推進 | ○調査研究・監視測定等の充実 |
| ○環境情報の整備・国際協力等の推進 | ○公害紛争の適正処理 | ○環境に配慮した事業活動等の促進 |

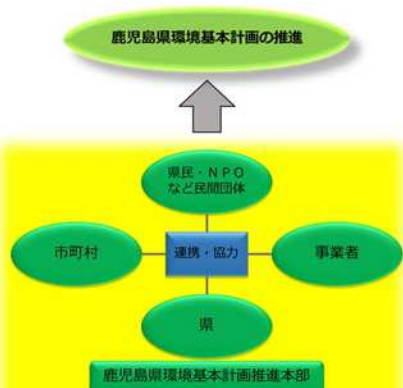
環境保全に関する重点施策

- | | | |
|-----------------------|---------------------|---------------------------------|
| ○屋久島環境文化村構想の推進 | ○奄美群島自然共生プランの推進 | ○鹿児島湾・池田湖の水質環境管理計画の推進 |
| ○環境と調和した農業の推進 | ○かごしま生活排水処理構想の推進 | ○屋久島CO ₂ フリーの島づくりの推進 |
| ○地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進 | ○地球環境を守るかごしま県民運動の推進 | ○再生可能エネルギー導入の促進 |
| ○環境共生住宅の普及促進 | ○ごみ減量化・リサイクルの推進 | ○資源循環による持続可能な地域づくりの推進 |
| ○環境教育等行動計画の推進 | | |

計画の推進

県、市町村、事業者、県民・NPOなど民間団体の役割を明らかにし、各主体が連携・協力した協働の取組により計画の推進を図ります。

計画に掲げる施策の進捗状況を点検し、結果を公表します。



環境指標の設定

地球温暖化対策や再生可能エネルギーの導入、廃棄物の処理などの分野別計画の数値目標等を網羅して記載するとともに、SDGsとの関連を併記して、進捗状況を総括します。

【関連する主なSDGs】



鹿児島県環境教育等行動計画の改定

環境教育等行動計画は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条の規定に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組推進に関する行動計画」として定めるものです。

平成28年3月に策定した計画の計画期間は、平成28年度から5年間であり、令和2年度に終了すること、また、平成30年6月に国の基本方針が改定されたことや環境教育等の諸情勢の変化に対応するため、令和3年3月に改定しました。

改定の基本的考え方

- 計画策定後の環境教育等に係る諸情勢の変化に対応し、今後の本県の環境教育等に関し、方向性や具体的な行動計画を示す。
- 国の基本方針や「かごしま未来創造ビジョン」の基本的方向等を反映したものとする。
- 持続可能な地域づくり(地域循環共生圏)、持続可能な開発目標(SDGs)及び持続可能な開発のための教育(ESD)の考え方を取り込んだものとする。

計画の期間

令和3年度から令和12年度まで(10年間)

※ 本行動計画は、本県の環境の保全及び形成に関する基本的な計画である「環境基本計画」の期間に合わせた計画としている。

※ 社会経済情勢や環境を巡る状況の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行う。

計画の目的:「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を担っていく人材の育成

行動計画の内容(その1)

国の基本方針や本県の環境教育等の現状と課題を踏まえ、今後取り組むべき施策を記載

1 多様な体験活動の推進

(1) 学校における環境教育等の充実

【学校における授業や活動等を通じて】

- ・教育活動全体を通して、環境保全活動及びESDの視点を取り入れた環境教育の充実・推進
- ・農林水産体験、社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験等や郷土芸能の伝承など地域の特性を生かした体験活動の取組の推進
- ・世界自然遺産の屋久島や霧島ジオパークなどの郷土素材を集団宿泊学習などへ取り入れた自然体験活動の充実等

【学校と関係団体、関係行政機関が連携して】

- ・省資源・省エネルギーに取り組み、環境保全活動を積極的に行う「かごしまこども環境大臣」の取組の推進
- ・地域特有のテーマに関する森林環境教育の実施(小中学生の児童・生徒から、高校、大学等の学生まで対象を拡充)等

(2) 家庭・地域社会における環境教育等の充実(その1)

【家庭や身近な地域社会での体験や活動を通して】

- ・環境ワークショップや再生可能エネルギー工作教室などの学習機会の提供
- ・森林にふれあう機会や森林整備を体験する機会の提供
- ・こどもエコクラブや緑の少年団など、学校外での環境保全活動への参加呼びかけ
- ・各地域の河川・海岸等の環境美化活動の充実等

【環境教育・環境学習施設等を活用して】

- ・青少年社会教育施設や博物館等の環境教育関連施設の活用推進
- ・屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センター、奄美パークや奄美自然観察の森の活用推進等

行動計画の内容(その2)

(2) 家庭・地域社会における環境教育等の充実(その2)

【本県の自然環境の特性を生かして】

- ・エコ・ツーリズムやグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムの推進
- ・地域の人と自然との関わり(環境文化)の継承

【世界自然遺産の屋久島、登録を目指す奄美大島及び徳之島】(新)

- ・世界に誇る身近な地域の自然をESD実践の場として活用
 - ・屋久島と奄美大島及び徳之島の交流推進
- (屋久島)
- ・優れた自然を守り、自然と共生する地域づくりを進めるため、世界自然遺産を素材として、地域の人との交流や直接体験(自然、文化等)など、様々な環境学習や環境保全等に係る事業の実施
 - ・地域ESD活動推進拠点として、学校の授業や教職員研修への講師派遣などユネスコスクール登録の支援(屋久島環境文化研修センター)
- ※ユネスコスクールとは、ユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携並びに環境教育等を実践する学校。国では、ユネスコスクールをESDの普及促進のための拠点と位置づけている。
- (奄美大島及び徳之島)
- ・自然観察会や出前授業などを実施し、奄美群島の自然の大切さ、民俗文化等を知ってもらう取組の推進
 - ・奄美群島をつなぐ長距離の自然歩道「世界自然遺産奄美トレイル」の利用推進
 - ・盗掘防止キャンペーン等の実施による希少種の保護対策や住民等の参加による外来種防除対策の推進

(3) 事業者が行う環境教育等への支援

- ・環境出前授業や事業所内の施設見学など事業者が行う環境教育等の促進
- ・中・高校生のインターンシップの推進

(4) 地域ESD活動推進拠点との連携(新)

- ・環境教育はESDの考え方と合致するものであり、地域における環境教育のプラットフォームとしての役割を期待
 - ・地域ESD活動推進拠点と連携し、様々な場や主体におけるESD活動による環境教育等を推進
- (地域ESD活動推進拠点)
- ・文科省と環境省は共同でESD活動支援センター(全国・地方センター(8か所))を設置し、ネットワークを構築
 - ・同拠点は地方センターのパートナーとして、自らがESDを実践するのみでなく、組織・団体や個人に対して助言ができる団体として登録(県内4か所:くすの木自然館、そのまほいくえん、屋久島環境文化研修センター、環境技術協会)

2 協働取組の推進

- ・民間企業の包括連携協定や「かごしま環境パートナーズ制度」に基づく協定の締結による環境保全対策の推進
- ・「奄美大島及び徳之島の世界自然遺産推薦地における保全管理のための連携と協力に関する協定」に基づく、調査研究や保全管理の実施(4者協定)
- ・県、市町村、事業者、NPO等との連携を強化し、「地球環境を守るかごしま県民運動」の一層の展開を推進

3 指導者の育成・活用

- ・教職員の実践力向上
- ・専門性の高い指導者の育成
- ・「環境学習指導者人材バンク」の活用推進
- ・「地球温暖化防止活動インストラクター」や「グリーンマスター」の活動推進

4 情報の充実

- ・県民が環境に関する必要な情報を入手できるような情報提供の充実

5 施策の指標及び数値目標(拡充)

- ・環境教育等に関する施策の指標及び数値目標については、行動計画の内容に記載している施策について達成すべき数値目標を設定

行動計画の推進・進行管理

取組の実施状況及び指標に関する目標の達成状況を毎年、進捗状況を点検し公表する。

鹿児島県廃棄物処理計画の改定

県廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、今後の廃棄物処理対策や循環型社会形成を推進するための基本的な方向性を示す計画として定めるものです。

平成28年3月に改定した計画の計画期間は、平成28年度から5年間であり、令和2年度に終了すること、また、廃棄物をめぐる情勢の変化等に対応するため、令和3年3月に改定しました。

改定の基本的考え方

① 廃棄物の排出量等の推計及び目標値の設定

廃棄物の排出量等について、現状(令和2年度)と将来予測(令和7年度)を推計し、国やリサイクル率等の動向を踏まえ、令和7年度の目標値を設定しました。

② 廃棄物に関する近年の動向の反映

国の「第4次循環型社会形成推進基本計画(平成30年度)」に即して策定するとともに、「プラスチック資源循環戦略(令和元年度)」や「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年度)」の制定など、廃棄物を取り巻く動向を反映させたものとししました。

計画の期間

令和3年度から令和7年度まで(5年間)

計画の基本的な考え方

循環型社会の形成を図るため、次の方針(視点)に基づき、県民、排出事業者、処理業者、市町村間の協力のもと、(情報公開に努めつつ)施策を展開します。

- 3Rの推進
- 適正処理の推進
- 非常災害時等における処理体制の整備

目標値の設定

【一般廃棄物】

内 容	R2 推計	R7 目標
総排出量	532千トン	483千トン
1人1日当たり排出量	918g	875g
リサイクル率	16.4%	23.4%
最終処分量	59千トン	47千トン

【産業廃棄物】

内 容	R2 推計	R7 目標
総排出量	8,170千トン	8,170千トン
リサイクル率(除:農業)	63.9%	63.9%
最終処分量(除:農業)	86千トン	86千トン

施策の展開(第4章)

第1節 施策の展開

第1項 一般廃棄物

1 排出抑制, 減量化, リサイクルの促進

※ 「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年度)」の制定を踏まえ、食品ロスの削減の推進について、3Rの観点から記載

(2) 食品ロスの削減

・「鹿児島県食品ロス削減推進計画」との調和を図りながら、食品ロスの削減に向けて、食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着化に取り組む。

- ① 消費者の食品ロス削減に対する取組の推進
- ② 農林漁業者・食品関連事業者等の食品ロス削減に対する取組の推進
- ③ 市町村の食品ロス削減に対する取組の促進

(3) 再生素材等の利用促進

バイオプラスチックへの代替促進
家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル

2 廃棄物処理体制の整備

※ 各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の考えを踏まえ、廃棄物エネルギーの効率的な回収等を進めることを記載

(3) 廃棄物エネルギーを回収する施設の整備促進

・廃棄物処理施設の省エネルギー化や電気・熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進めることで、エネルギー起源のCO2の排出抑制を図るとともに、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を促進
・地域特性に応じた廃棄物系バイオマス(生ごみ, 屎処理汚泥等)の利活用のための施設整備や地域循環共生圏の取組に関する必要な助言等

3 適正処理の推進

4 し尿処理の推進

5 普及啓発及び情報公開の促進

(3) 市町村一般廃棄物処理計画策定への適切な助言

適切な収集体制の確保
・高齢化に対応したごみ収集体制が確保されるよう助言

第2項 産業廃棄物			
1 排出抑制、減量化、リサイクルの推進			
2 産業廃棄物処理施設の整備促進			
3 適正処理の推進	➡	(3) 優良な処理業者の育成 (4) 監視指導の徹底	
4 普及啓発及び情報公開の推進			
5 その他個別取組項目			
○動物のふん尿	○農業用廃プラスチック類	○建設系産業廃棄物	○焼酎粕
○ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）		○その他の特別管理産業廃棄物	
第3項 災害廃棄物等の処理対策			
大規模災害の発生等に伴い必要となる災害廃棄物の処理について、適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、広域的な処理体制の確立や処理施設の整備を促進 新型インフルエンザ等の感染症拡大下においても、廃棄物処理業務が継続されるよう、処理体制を確保			
第4項 離島地域のリサイクルの促進			
○家電リサイクル	○自動車リサイクル	○容器包装リサイクル	○小型家電リサイクル
第5項 漂着ごみ対策			
「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、市町村と連携しながら、海岸漂着物等の円滑な処理や海岸漂着物等の発生抑制等を推進 ○海岸漂着物等の円滑な処理 ○海岸漂着物等の発生の効果的な抑制			
第6項 地域循環共生圏の構築			
地域循環共生圏は地域の活力が最大限に発揮されることを目指すもので、廃棄物処理施設を地域社会インフラの核として捉え、廃棄物エネルギーを産業振興に役立てたり、防災拠点として活用することなどが可能 このため、地域の特性を踏まえ、廃棄物処理を通じた課題解決、新たな価値の創出に向けて、地域循環共生圏の形成に関する先進的な取組など必要な情報を市町村へ提供し、地域循環共生圏構築のための取組を推進			
第7項 プラスチックごみ削減の推進			
国の「プラスチック資源循環戦略」等を踏まえ、プラスチックごみを資源として回収・リサイクルする。			
1 家庭からのプラスチックごみ削減			
(1) 関係機関と連携したプラスチックごみの排出抑制等の普及促進 ・関係団体と連携しながら、プラスチックごみの排出抑制や代替素材が活用されるよう普及啓発			
(2) マイバッグキャンペーンの推進			
(3) リサイクル製品等の積極的活用及び普及啓発			
(4) 家庭からのプラスチックごみの回収・リサイクル ・国において、容器包装と製品ごみの一括回収の方向性が示されていることから、その動向を把握し市町村へ情報提供			
(5) 容器包装リサイクルの促進 ・分別品目を増やすなど市町村の取組支援			
2 事業者からのプラスチックごみ（廃プラスチック類）削減			
(1) 排出抑制・リサイクル等の取組への支援 ・事業所から排出されるプラスチックごみの更なる排出抑制、分別・リサイクルについて、国の動向を把握し事業者へ情報提供			
(2) 農業用廃プラスチック類の適正処理			
3 海洋プラスチックごみ対策			
(1) 海岸漂着物等の円滑な処理			
(2) 海岸漂着物等の発生の効果的な抑制			
第2節 関係者の役割			
第1項 県民	第2項 排出事業者	第3項 処理業者	第4項 市町村

池田湖水質環境管理計画の策定

池田湖水質環境管理計画は、これまで推進してきた第4期までの計画(昭和58年3月～令和3年3月)を発展的に継承するものであり、社会情勢の変化や環境を取り巻く課題、気候変動等の影響を踏まえた中長期的な水質保全対策を示すものとして、新たに策定しました。

計画の性格

- (1) 池田湖の地域資源としての価値を含む良好な水環境を保全するための計画であり、水質汚濁の進行抑止はもとより、池田湖を保全するための各種施策を推進していくための総合的な計画として定めるものです。
- (2) 将来にわたって確保すべき池田湖の水質環境保全目標及び許容汚濁負荷量を定め、それを維持達成するための総合的な方策を示すものです。
- (3) 流域の社会経済活動、土地利用、水面利用に係る事業など、各種の環境利用行為を適切に誘導させるためのガイドラインとなるものです。

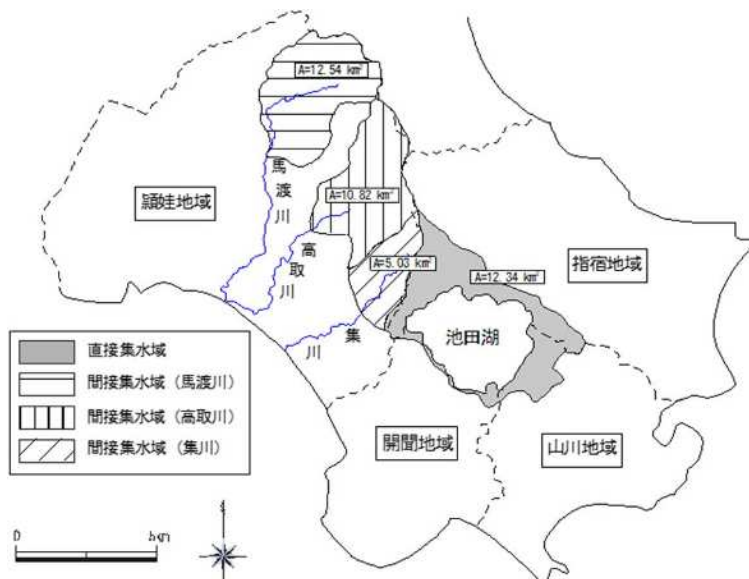
計画の期間

令和3年度～

※ おおむね10年ごとに水質等総合調査を実施し、計画の成果について総合的に評価を行います。

対象地域

池田湖集水域に係る指宿市(指宿・山川・開聞地域)の直接集水域及び南薩畑地かんがい事業に係る取水河川である南九州市顛娃地域3河川(馬渡川, 高取川, 集川)に設置された頭首工上流の間接集水域としています。



池田湖の諸元	
面積	10.95 km ²
周囲	15.0 km
海拔高度	66 m
最大水深	233 m
平均水深	125.5 m
容積	14.7億m ³
流域面積	12.34 km ²

計画の目標

水質汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量(COD)及び植物プランクトンの増殖などによる水質汚濁を抑制する観点から全窒素(T-N)、全りん(T-P)について、水質環境保全目標を定めています。また、水質環境保全目標を維持達成するため、許容汚濁負荷量を定めています。

項目	水質環境保全目標	許容汚濁負荷量
化学的酸素要求量(COD)	3 mg/L以下	419 kg/日
全窒素(T-N)	0.2 mg/L以下	135 kg/日
全りん(T-P)	0.01 mg/L以下	18.8 kg/日

水質環境保全対策

発生源対策	普及啓発	土地・水面利用対策
汚濁負荷量の削減に努めます。 ・ 農畜産業対策 ・ 畑かん注水による汚濁負荷量(全窒素)の削減対策 ・ 生活排水対策 ・ 水産養殖業対策 ・ 工場・事業場対策	水環境情報等を整備し、情報発信に努めます。 ・ 水質保全に係る取組及び成果 ・ 気候変動の影響に伴う水質環境への影響に関する調査研究結果 ・ 流域水循環計画に基づく取組状況 ・ 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組状況	環境への配慮が適切に行われ、池田湖の良好な水質環境の保全が図られるよう努めます。 ・ 適正な土地、水面利用 ・ 環境影響評価等の推進

計画の進行管理

県の体制	関係市との連携体制	地域住民、事業者、関係団体等との連携
・ 「地域水質環境管理計画推進本部」を中心とした関係部課の相互の連携	・ 「池田湖水質環境保全対策協議会」を中心とした関係市との連携	・ 研修会やパンフレット等各種広報媒体を通じた意識啓発

計画の推進

計画の進捗状況を評価するため、以下の調査を実施します。

- (1) おおむね10年ごとの水質等総合調査(水質、汚濁負荷等の把握)
- (2) 畑かん注水、水産養殖などの湖水水質に影響を与える要因(社会環境)についての調査
- (3) 気候変動が池田湖の水質環境に与える影響や水質汚濁機構の解明に関する調査・研究

○市町村特集

宇検村，伊藤忠商事とマングローブ再生プロジェクト始動

宇検村では、昭和 30 年代の干拓事業により消滅した干潟、そこに自生していたマングローブ林の再生を村の施策として 2014 年からマングローブ林を形成するメヒルギ（※1）の植樹に取り組んでおります。マングローブ林は「海のゆりかご」とも呼ばれ、水辺に住む生物の生息地となるだけでなく、その葉や果実は生物のエネルギー源となり、生物多様性の保全に貢献します。マングローブは、濃密に発達した細根が常に伸長と枯死を繰り返すこと、また枯れ落ちた枝葉が泥炭となり蓄積することで、土壌中に高密度の炭素を隔離することから、単位面積あたりの CO₂ 吸収量が多いことで知られています。マングローブのような海の生態系によって隔離される炭素は「ブルーカーボン（※2）」と呼ばれ、新しい CO₂ 吸収源として期待されています。



▲事業により埋め立てられたと思われる区域

植樹を始めた頃は、専門家からの指導を頂きながらの実施で、苗を作るためのメヒルギの種も宇検村から一番近い瀬戸内町の小名瀬集落から頂いてきて、苗を作って植樹するという作業を公募して参加者を募り実施して参りましたが、2017 年から田検小学校の 3・4 年生を対象として、環境学習の一環として、子供たちが育てたメヒルギの苗を使ったマングローブ林の植林作業を授業の中で引き続き取り組んでいます。

この取り組みに対して、環境保全を自社の社会貢献活動基本方針のひとつに掲げる伊藤忠商事株式会社より支援の提案がありまして、この度、マングローブ植林事業における支援を受けることで合意いたしました。

この合意では、取り組みに係る事業費の一部を伊藤忠商事株式会社から支援を受け、宇検村の次世代を担う子供達が宇検村のかけがえのない自然を愛し、守り育てていけるよう、より良い事業へと発展させていくと共に、宇検村と伊藤忠商事株式会社は、本プロジェクトによって吸収される CO₂ を国土交通大臣認可法人である「ジャパンプルーエコノミー技術研究組合」が発行する「J ブルークレジット（※3）」として、日本で初めてのマングローブ由来のクレジット認証を受けることを目指します。

※1 メヒルギとは

メヒルギは鹿児島県から沖縄県に自然分布するマングローブ林を形成する植物の一種です。メヒルギ等によるマングローブ林の再生や保全は、自然環境や、それと共に育まれてきた自然と共に生きる地域の文化の保全に役立つと考えられています。



▲メヒルギの苗

※2 ブルーカーボンとは

森林など、陸上の植物が吸収した炭素（カーボン）を「グリーンカーボン」と呼びます。一方で、マングローブ、塩性湿地、海藻（アマモなど）などの海洋生成物が吸収した炭素のことを「ブルーカーボン」と呼びます。特にマングローブは、単位面積当たりのCO₂吸収量が多いことで知られています。

ブルーカーボンについて（国土交通省）

<https://milt.go.jp/kowan/content/001394943.pdf>

	平均値	最大値
マングローブ	68.5	68.5
海草	5.8	33.4
ガラモ場	2.7	5.1
コンブ場	10.3	36.0
アラメ場	4.2	7.9
湿地・干潟	2.6	2.6

▲吸収係数 (t・CO₂ / ha / 年)

(出典：浅海生態系における年間二酸化炭素吸収量の全国推計（桑江ほか、2019）)

<https://doi.org/10.2208/kagin.75.10>

※3 Jブルークレジットとは

国土交通大臣認可法人である「ジャパンプルーエコノミー技術研究組合」<https://www.blueeconomy.jp>が発行するCO₂吸収量クレジットです。企業等のクレジット購入者は、削減努力だけでは減らせない温室効果ガスの排出量を、購入したクレジットでオフセット（埋め合わせ）をすることができます。

目 次

- 巻頭特集 1 奄美の世界自然遺産登録について…………… (1)
- 巻頭特集 2 鹿児島県環境基本計画の改定等について…………… (5)
- 市町村特集 宇検村、伊藤忠商事とマングローブ再生プロジェクト始動…………… (13)

1 地球を守る脱温暖化への貢献

- (1) 温暖化防止に向けた気運の醸成 …………… 1
- (2) 温室効果ガス排出削減対策の推進 …………… 2
 - ア 県地球温暖化対策推進条例及び県地球温暖化対策実行計画
 - イ 鹿児島県庁環境保全率先実行計画
 - ウ 再生可能エネルギー導入ビジョン（再生可能エネルギーの導入推進）
- (3) 森林の整備・保全の推進 …………… 3

2 地球にやさしい循環型社会の形成

- (1) 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進 …………… 4
- (2) 廃棄物の適正処理の推進 …………… 5
 - ア 一般廃棄物の現状と対策
 - イ 産業廃棄物の現状と対策

3 自然あふれる癒しのかごしまづくり

- (1) 自然環境の保全・活用 …………… 9
 - ア 地域特性に応じた自然環境の保全
 - イ 多様な自然環境の活用
 - ウ 生物多様性の保全
 - エ 外来種対策
- (2) 大気環境の保全 …………… 12
- (3) 水環境の保全 …………… 14
- (4) 騒音・振動，悪臭等の防止 …………… 17

4 良好な環境を支える共通施策の推進

- (1) 環境影響評価等の推進 …………… 19
- (2) 環境教育・環境学習の推進 …………… 19
 - ア こどもエコクラブの支援
 - イ かがしまこども環境大臣

5 環境保健

- (1) 水俣病対策 …………… 20
 - ア 「水俣病」とは
 - イ 水俣病対策の概要

1 地球を守る脱温暖化への貢献

(1) 温暖化防止に向けた気運の醸成

気運の醸成に向けた取り組みとして、日常生活や通常の事業活動において、電気や燃料の消費、自動車の使用、ごみの排出など身近なところから地球環境の保全のための具体的な実践活動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進しています。

(2) 温室効果ガス排出削減対策の推進

ア 県地球温暖化対策推進条例及び県地球温暖化対策実行計画

平成22年3月に「県地球温暖化対策推進条例」を制定し、平成23年3月には、排出される温室効果ガスの排出抑制等のための対策・施策を総合的・計画的に推進するため「県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

平成30年3月には、2030年度までに2013年度比で温室効果ガス排出量を24%削減（森林吸収による削減効果を合わせて33%削減）させることを目指すとともに、本県における気候変動の影響への適応策を盛り込んだ計画として改定し、県民・事業者・行政等が一体となって温室効果ガス削減に向けた取組を推進しています。

また、平成30年12月に同計画を気候変動適応法第12条に基づく「地域気変動適応計画」として位置付けを行いました。

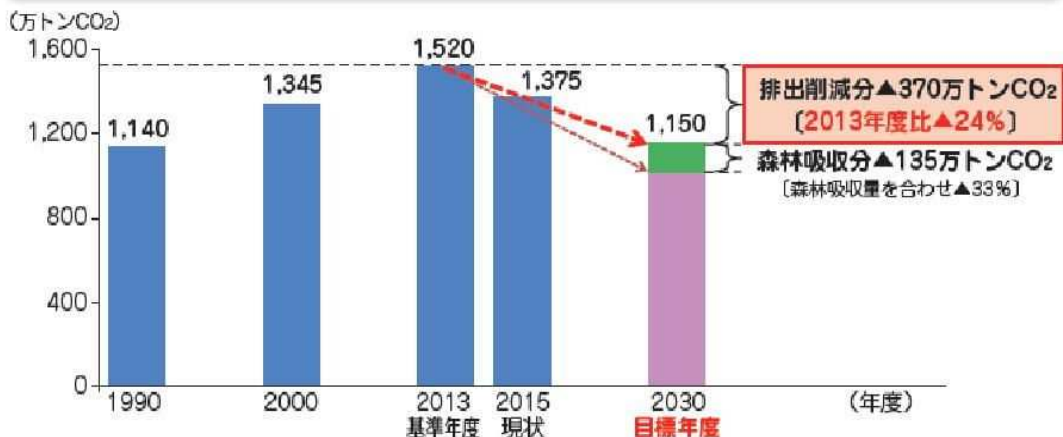
鹿児島県地球温暖化対策実行計画

計画期間

2018年度～2030年度（13年間）

温室効果ガス排出量削減目標

2030年度までに2013年度比で温室効果ガス排出量を**24%削減**させ、森林吸収による削減効果を合わせて**33%削減**させることを目指す。

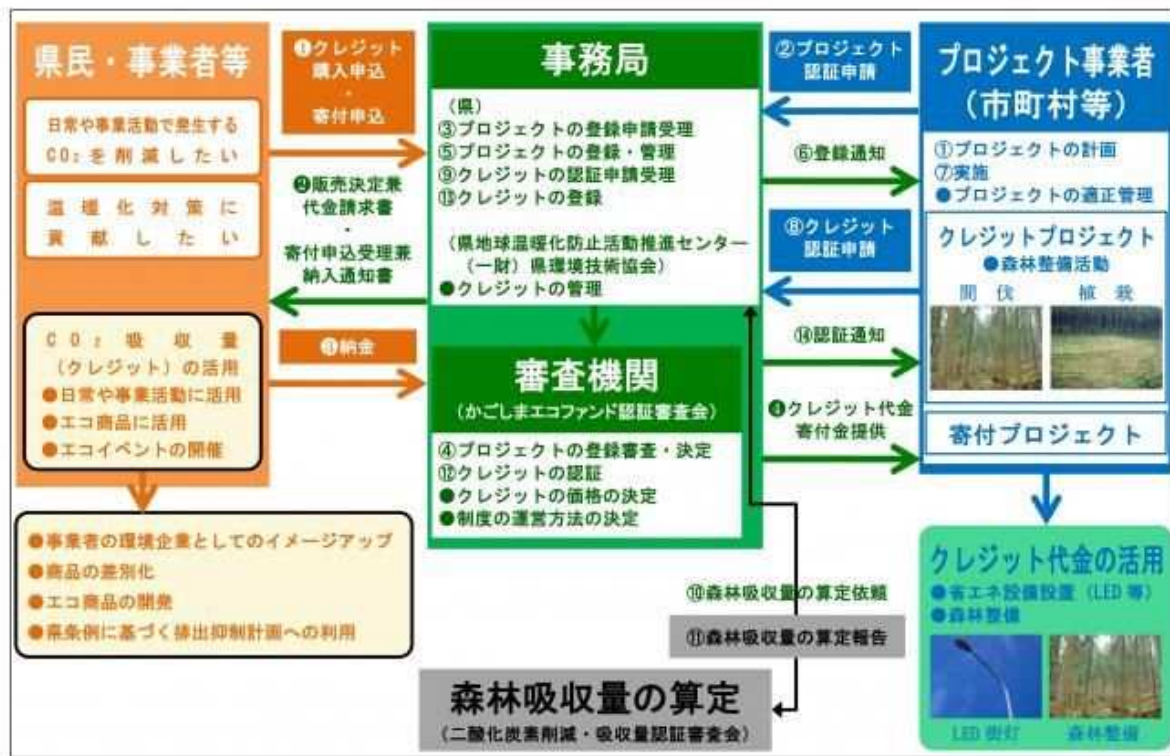


本県の二酸化炭素排出量の約4割を占める運輸部門における排出量削減対策として、通勤手段を可能な限りマイカーから公共交通機関等へ転換するエコ通勤の取組を進めています。

また、事業者等が自ら削減できない二酸化炭素排出量について、その全部又は一部を森林整備による吸収量で埋め合わせを行うカーボン・オフセットの取組を推進する「かごしまエコファンド制度」により、事業者等の自発的な温室効果ガスの排出削減の取組を促進しています。

このほか、世界自然遺産の島である屋久島において、二酸化炭素（CO₂）の発生が抑制された先進的な地域づくりを促進するため、専門家からなる「屋久島CO₂フリーの島づくりに関する研究会」の意見・提言をもとに、温室効果ガス排出量削減のための取組を推進しています。

かごしまエコファンド制度



イ 鹿児島県庁環境保全率先実行計画

平成31年3月には、県自らも地域における事業者・消費者として、事務事業における温室効果ガスの排出抑制等を図るため、「県庁環境保全率先実行計画」を改定し、電気や水等の省エネルギーや廃棄物の減量化等に取り組むことにより、公共事業を含むすべての事務事業に伴う環境負荷の継続的な低減に努めています。

ウ 再生可能エネルギー導入ビジョン（再生可能エネルギーの導入推進）

平成26年4月に「県再生可能エネルギー導入ビジョン」を策定し、太陽光発電による電力を2020年度までに2016年度比で2.2倍にする等の導入目標を掲げ、本県の地域特性を生かした再生可能エネルギー導入促進を図っているところです。

さらに、平成30年3月に策定した「再生可能エネルギー導入ビジョン2018」に基づき、再生可能エネルギー設備の導入推進のための条件整備を行うとともに、再生可能エネルギーに関するイベントや導入のためのセミナーの開催等、県民や事業者等に対し、様々な媒体や機会を通じて普及啓発活動を推進しています。

本県は、森林、畜産、温泉や広大な海域等、多様で豊かな資源に恵まれており、太陽光発電や風力発電のほか、地熱発電やバイオマス発電など、多様な再生可能エネルギーの導入が進んでいます。

県内の再生可能エネルギー等導入状況

区 分	導入状況 (令和2年度末時点)	導入目標（短期） (令和4年度末時点)
太陽光発電（kW）	2,225,174	2,970,000
風力発電（kW）	270,989	371,000
小水力発電（kW）	12,813	25,890
地熱発電（kW） （バイナリー）	6,820	10,900
バイオマス発電（kW）	141,285	228,000
バイオマス熱利用（kL） （原油換算）	100,996	168,000
バイオマス燃料製造（kL）	112	500

(3) 森林の整備・保全の推進

森林の多面的機能を持続的に発揮し、将来にわたって県民が恩恵を享受するためには、適正な森林整備・保全を推進し、森林資源を適切に管理することにより、多様で健全な森林づくりを進める必要があります。

県では、企業や団体等が自ら行う森林整備活動により得られるCO₂吸収量や木質バイオマス利用によるCO₂排出削減量、また、かごしま材を使用した木造建築物のCO₂固定量を県が認証し、企業等における地球温暖化防止の貢献度を数値化して「見える化」し、県民による森林吸収源対策の取組を推進しています。

【令和2年度】

- ・ かごしまCO₂吸収量の認証：4件(140トン-CO₂)
- ・ 木質バイオマスによるCO₂排出量の認証：8件(3,681トン-CO₂)
- ・ かごしま材利用によるCO₂固定量の認証：74件(1,051トン-CO₂)

2 地球にやさしい循環型社会の形成

(1) 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

「県廃棄物処理計画」に基づき、循環型社会の形成を図るため、県民、排出事業者、処理業者、市町村（一部事務組合及び広域連合）と一体となって、廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理等を推進するとともに、リサイクル関連施設の整備を促進するほか、県民の方々に循環型社会の形成に向けた普及啓発や情報公開に積極的に取り組むこととしています。

また、産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るため、平成17年4月から導入された産業廃棄物税を活用した支援等も併せて実施しています。

さらに、大規模災害時における災害廃棄物の処理方針や市町村の役割等を示した「県災害廃棄物処理計画」を平成30年3月に策定しました。

【県廃棄物処理計画の概要】

（計画期間）

令和3年度～令和7年度

（基本的な考え方）

- できる限り廃棄物の発生を抑制する。
- 廃棄物となったものについては、不適正処理防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ再使用、再生利用、熱回収するなど循環的利用を行う。
- これらが行われないものについては、適正な処分を行う。

（方針）

- 1 3Rの推進
- 2 適正処理の推進
- 3 非常災害時等における処理体制の整備

県産業廃棄物税条例の概要

【目的】

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる

【納税義務者】

県内の焼却施設及び最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者及び中間処理業者

【課税客体】

県内の焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入

【課税標準】

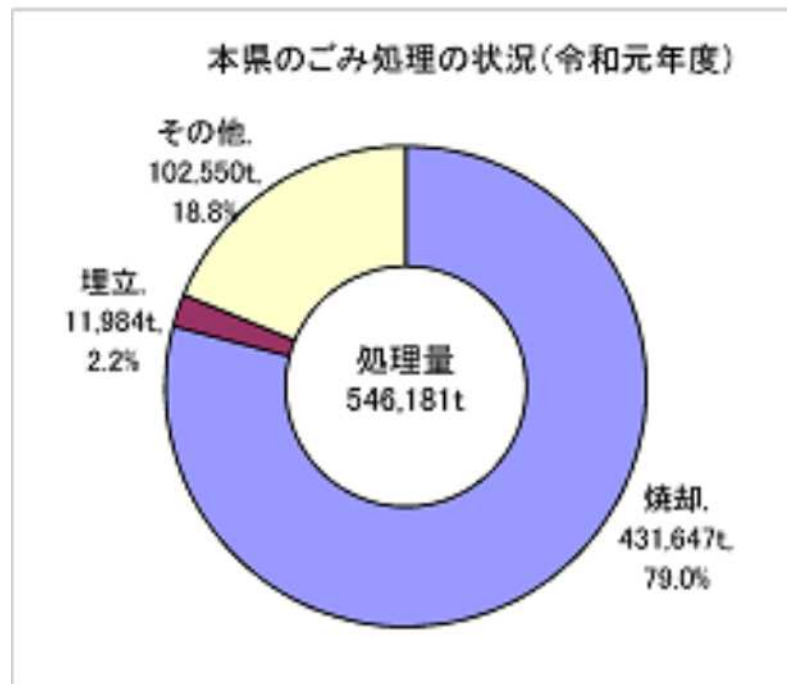
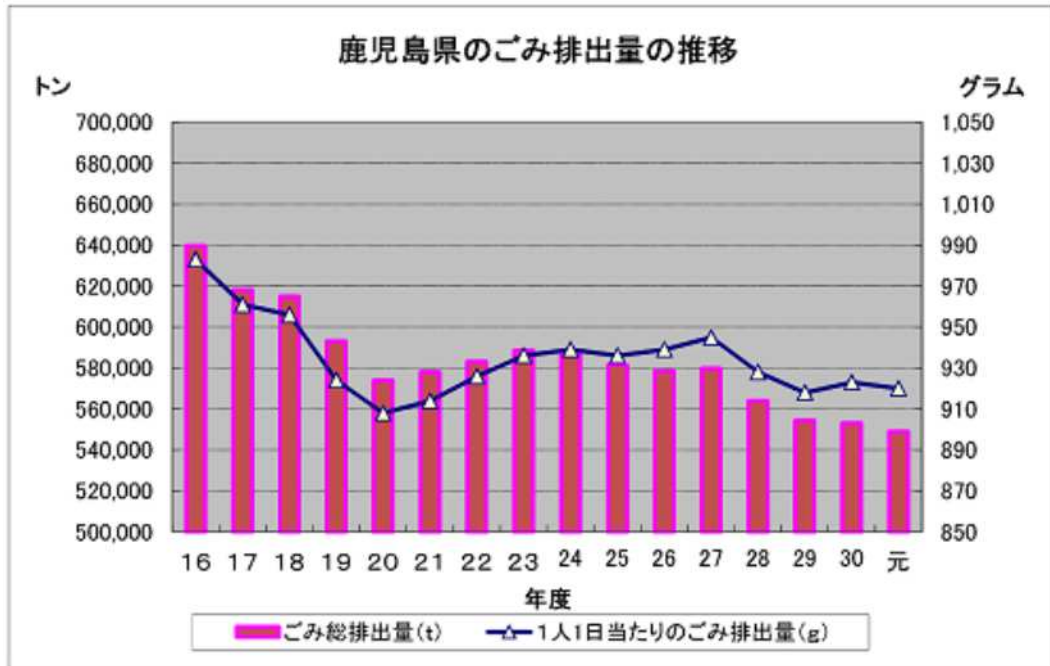
県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

【税率】

焼却施設への搬入 800円/トン
最終処分場への搬入 1,000円/トン

【税収の用途】

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる



出典：一般廃棄物処理事業実態調査（R 3. 3）

ごみ処理については、平成23年3月に策定した県廃棄物処理計画に基づき、市町村等の広域的な施設整備を促進することになっており、令和2年度末現在、ごみ焼却処理施設は35施設、それ以外の中間処理施設は22施設、浸出液処理設備等を有する最終処分場は30施設が整備されています。

また、し尿処理については、計画的なし尿処理施設の整備を図るとともに、し尿のみを処理する単独処理浄化槽から生活雑排水も併せて処理する合併処理浄化槽への切り換えを促進しています。

本県のし尿処理状況

年 度		H27		H28		H29		H30		R元		
計 画 処 理 区 域 内 人 口		人		人		人		人		人		
		1,676,358		1,665,613		1,653,616		1,642,104		1,630,934		
計 画 処 理 尿 区 域 内 量	計 画 処 理 量	し尿処理施設	696,369	97.8	714,712	97.8	715,573	97.6	721,373	98.3	714,287	99.3
		下水道投入	3,996	0.6	559	0.1	539	0.1	532	0.1	428	0.1
		農地還元	11,742	1.6	12,462	1.7	13,648	1.9	10,374	1.4	2,753	0.4
		その他	0	-	3,083	0.4	3,324	0.5	1,534	0.2	2,154	0.3
		計	712,107	100.0	730,816	100.0	733,084	100.0	733,813	100.0	719,622	100.0
	自家処理量	240	0.0	183	0.0	162	0.0	135	0.0	151	0.0	
	計 (kL)	712,347	100.0	730,999	100.0	733,246	100.0	733,948	100.0	719,773	100.0	
水 洗 化	公共下水道人口	人		人		人		人		人		
		659,310		649,943		657,732		655,380		656,457		
	コミュニティプラント人口	8,610		8,569		8,602		8,493		8,396		
	浄化槽人口	823,583		815,580		815,788		812,096		815,305		
	計	1,491,503		1,474,092		1,482,122		1,475,969		1,480,158		
非 水 洗 化	計画収集人口	184,590		191,342		171,402		166,093		150,734		
	自家処理人口	265		179		92		42		42		
	計	184,855		191,521		171,494		166,135		150,776		

※ し尿処理量＝汲み取りし尿量＋浄化槽汚泥量
し尿の海洋投棄は、平成19年2月以降禁止されている。
浄化槽人口には、農業集落排水処理施設等の人口を含む。

本県の浄化槽設置基数の推移

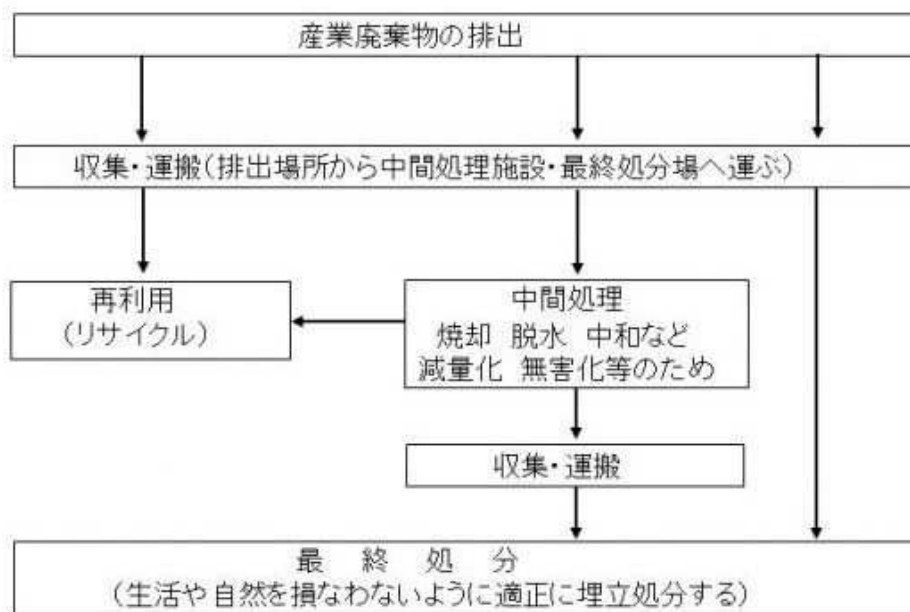
年 度	基 数	年 度	基 数	年 度	基 数
S57	70,445	7	181,851	20	275,348
58	78,004	8	194,087	21	271,500
59	80,976	9	206,250	22	269,255
60	88,669	10	211,890	23	267,244
61	95,680	11	228,865	24	269,608
62	104,045	12	231,865	25	274,301
63	111,343	13	240,695	26	278,796
H元	119,219	14	249,407	27	282,749
2	127,995	15	254,554	28	287,136
3	137,104	16	259,204	29	290,442
4	147,603	17	266,969	30	293,767
5	158,605	18	271,732	R元	304,246
6	170,188	19	271,080	2	307,919

イ 産業廃棄物の現状と対策

本県の産業廃棄物の発生量は、令和2年度で約817万トンと推計されています。これを種類別にみると「動物のふん尿」が最も多く全体の約71.9%を占めており、以下「がれき類」、「汚泥」の順となっています。

産業廃棄物対策については、令和3年3月に改定した「鹿児島県廃棄物処理計画」に基づき、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルと適正処理を推進しています。

■産業廃棄物の適正処理のフロー図



また，産業廃棄物の処理施設としては，産業廃棄物の減量化，安定化，安全化等を行うための中間処理施設と産業廃棄物を最終的に埋立処分するための最終処分場などがあり，特に，産業廃棄物管理型最終処分場については，本県における循環型社会の形成や地域産業振興を図る上で，必要不可欠な施設であることから，公共関与による整備に取り組み，エコパークかごしまが平成27年1月に開業しました。

3 自然あふれる癒しのかごしまづくり

(1) 自然環境の保全・活用

ア 地域特性に応じた自然環境の保全

本県は、九州の最南端に位置し、南北約600km、総面積9,188.78km²の県土の中に、多くの島々や海拔1,900m前後の山岳地帯があり、その結果温帯から亜熱帯に至る広い気候帯を有しており、わが国で初めて世界自然遺産に登録された屋久島、霊峰と湖の霧島、今も噴煙をあげ活発な活動を繰り返す桜島、サンゴ礁並びに固有野生生物の宝庫として知られ、新たに世界自然遺産登録を目指している奄美大島と徳之島^(注)など多様で豊かな自然環境に恵まれています。

将来とも県民が健康で文化的な生活を営むために、この多様で良好な自然環境を体系的に保全する施策を展開し、豊かな郷土の環境づくりを進めなければなりません。

(注) 令和3年7月、世界自然遺産に登録

(7) 自然環境保全地域等

本県では、この良好な自然環境や自然景観を有する地区を自然環境保全地域や自然公園に指定し、保護・管理を行っています。

また、一定規模以上の開発行為についても、自然保護の観点から指導を行うほか自然保護思想の普及・啓発を行っています。

本県の自然公園一覧（令和2年度末現在）

(単位:ha)

公園区分	項目	指 定 年 月 日	公園面積（海域除く）				海 域 公 園 地 区
			特 保	特別地域	普通地域	計	
国 立 (4箇所)	霧島錦江湾	S 9. 3. 16	3,397.0	15,713.0	4,489.0	23,599.0	(9) 487.7
	屋久島	H24. 3. 16	7,669.0	16,832.0	65.0	24,566.0	(2) 170.9
	雲仙天草	S31. 7. 20		1,447.0		1,447.0	
	奄美群島	H29. 3. 7	5,248.0	35,378.0	1,570.0	42,196.0	(9) 1,124.0
	小 計		16,314.0	69,370.0	6,124.0	91,808.0	(20) 1,782.6
国 定 (2箇所)	日南海岸	S30. 6. 1		1,038.9		1,038.9	
	甌 島	H27. 3. 16	86.0	5,303.0	58.0	5,447.0	(4) 6,759.7
	小 計		86.0	6,341.9	58.0	6,485.9	(4) 6,759.7
県 立 (8箇所)	吹上浜金峰山	S28. 3. 31		1,133.0	2,604.0	3,736.0	
	阿久根	"		62.5	692.2	754.7	
	坊野間	"		380.4	1,959.9	2,340.3	
	藺牟田池	"		187.5	3,750.2	3,937.7	
	川内川流域	S39. 4. 1			6,571.0	6,571.0	
	高隈山	S52. 6. 1		1,042.0	1,395.0	2,437.0	
	大隅南部	"		993.0	222.0	1,215.0	
	トカラ列島	H 4. 4. 1		4,503.0	116.0	4,619.0	
小 計			8,301.4	17,310.3	25,610.7		
自然公園合計			16,400.0	84,013.3	23,492.3	123,904.6	(24) 8,542.3

(イ) 世界自然遺産

世界自然遺産とは「世界遺産条約」に基づく「自然遺産」として鑑賞上・学術上又は保存上等の見地から顕著な普遍的価値を有するものとして、登録された自然の地域のことです。

日本には自然遺産4件、文化遺産19件の世界遺産が登録（令和2年度末現在）されています。

本県には、我が国第1号の自然遺産登録地域として「屋久島」があります。

【屋久島地域の概要】

屋久島は、1993年12月、白神山地（青森県・秋田県）とともに、日本で初めて世界自然遺産に登録されました。

屋久島がこの自然遺産に登録された理由は、世界的に特異な樹齢数千年のヤクスギをはじめ、多くの固有種や絶滅の恐れのある動植物などを含む生物相を有するとともに、海岸部から亜高山帯に及ぶ植生の典型的な垂直分布が見られるなど、特異な生態系とすぐれた自然景観を有しているためです。

世界自然遺産地域は、西部林道から山頂にかけて10,747ヘクタール、島全体の約21%となっており、遺産地域の96%は国有林です。

【奄美の世界自然遺産登録に向けた取組等】

平成29年2月、国はユネスコに推薦書を提出し、同年10月に国際自然保護連合（IUCN）による奄美大島、徳之島を含む4島の現地調査が実施されました。しかし、平成30年5月にIUCNの「記載延期」勧告を受け、国は推薦を一旦取り下げ、平成31年2月に推薦書を再提出し、令和元年10月にIUCNによる奄美大島、徳之島を含む4島の現地調査が再度実施されたところです。

令和3年夏の登録を目指し^(注)、世界自然遺産としての価値の維持など登録に向けた各種取組が進められています。

(注) 令和3年7月、世界自然遺産に登録

(主な取組)

世界自然遺産としての価値の維持における自然環境に配慮した公共事業の実施のため、国、県、市町村共通の環境配慮の指針、手順等を定める「公共事業における環境配慮指針」に基づき、奄美大島、徳之島で実施する公共事業について、段階的な運用を開始しています。また、環境に配慮した公共事業の実施を支援するため、必要な助言を行う公共事業環境配慮アドバイザーの登録を行っています（登録者18人）。

また、自然環境の保全と利用の両立に向けて奄美群島の「計画的な観光管理」を進めるための国・県・市町村・関係団体等の関係者共通の指針として平成28年3月に策定した「奄美群島持続的観光マスタープラン」に基づき、「世界自然遺産奄美トレイル」の利用推進や「奄美自然観察の森」のリニューアル、保護

上重要な地域における利用のルールづくりなどに取り組みました。

特に、奄美大島の金作原においては、平成31年2月から、徳之島の林道山クビリ線においては、令和元年7月から認定ガイドの同行などを内容とする利用ルールの運用を開始しています。

また、「世界自然遺産奄美トレイル」は、14エリア51コース総延長約550kmの全線が開通（令和3年1月）となりました。

なお、地域の気運醸成として地域の方々に奄美の自然等への理解を深めてもらうため、地元設置された「奄美群島の世界自然遺産登録推進協議会」や地元市町村、環境省等と連携し、勉強会や学習会等を開催したほか、奄美空港に遺産登録に係る普及啓発の広告を掲示するなどの取組を行いました。

イ 多様な自然環境の活用

(7) 屋久島環境文化村構想

屋久島には、豊かな水や多様な動植物相に代表される優れた自然が残されているだけでなく、自然とともに生き、自然を損なうことなく人々が形づくってきた生活文化があります。

屋久島環境文化村構想とは、屋久島の人と自然のかかわり（＝環境文化）を手がかりに、学習や研究によってその価値を見直すことを通して、屋久島の自然環境の保全を図るとともに人と自然が共生する新たな地域づくりを試みるものです。

県では、平成8年7月に屋久島環境文化村センターと屋久島環境文化研修センターを開設し、この構想の推進を図っています。

(4) 奄美群島自然共生プランの推進

平成15年9月に、県や地元市町村が一体となり、奄美群島の多様な自然と共生を目指した地域づくりの指針として「奄美群島自然共生プラン」を策定しました。同プランは、「共生への転換」、「地域多様性への転換」、「地域主体性への転換」の3つを基本理念に、「自然共生ネットワークの形成」や「希少な野生動植物と森林の保全」、「エコツーリズムの推進」、「世界自然遺産登録に向けた取組」など9つの具体的施策の推進を盛り込んでいます。プランに基づく施策の着実な推進を図るため、国、県、地元市町村及び関係団体で構成する「奄美群島自然共生プラン推進本部」において、各機関が実施した主な取組の報告が行われています。

ウ 生物多様性の保全

本県は、多様な気候と地理的な特性を背景に豊かな自然が育まれ、多種多様な野生生物が分布しており、維管束植物は約3,100種類、鳥類は約400種類、哺乳類は約50種類が生息・生育しています。

また、県内には絶滅のおそれがあるとともに学術的に価値のある野生動植物種が多く生息・生育しており、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する

法律」で国内希少野生動植物種や国際希少野生動植物種として指定されたり、「文化財保護法」で天然記念物に指定されて保護されています。

このうちツルは国際希少野生動植物種と国の特別天然記念物に指定されており、毎年10,000羽以上が出水平野で越冬することから、ネグラの設置や給餌などツル保護のための諸施策を講じています。ウミガメは春から夏にかけて県内各地の海岸において、産卵のための上陸が確認されていることから、ウミガメ保護のための監視活動や保護思想の普及啓発等を行っています。

また、平成15年3月には県内に生育・生息している希少な動植物を保護するため「県希少野生動植物の保護に関する条例」が制定されました。野生鳥獣の保護を図るため県内に132箇所、面積70,207haの鳥獣保護区を指定しています。

さらに、平成26年3月、鹿児島県の豊かな生物多様性を保全し、その持続可能な利用を進めていくための基本計画として、令和5（2023）年度までの10年間の計画期間として「生物多様性鹿児島県戦略」を策定しました。

エ 外来種対策

平成31年3月、指定外来動植物による本県の生態系に係る被害を防止し、生物の多様性の確保に資することを通じて、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来動植物の指定、指定された種の飼養等の適正な取扱いなどを定めた「指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例」を制定しました。

(2) 大気環境の保全

【現状】

本県では、大気環境の状況を把握するため、監視測定局を設置し、環境基準が定められている物質を中心に常時監視を行っています。また、大気測定車を活用し、県内各地の大気状況の監視を行っています。

県内における大気環境監視状況（令和2年度）



区 分	鹿児島県設置局 12局	鹿児島市設置局 8局
一般環境大気測定局 18局	□(11局)	○(7局)
自動車排出ガス測定局 2局	■(1局)	●(1局)

※ 令和3年3月に環境放射線監視センター一局を廃止し、限之城局を新設した。(移設)

物質別の大気汚染の状況

物質名	達成状況（令和2年度）
二酸化硫黄	桜島の火山活動の影響があった赤水局，有村局，黒神局以外では環境基準を達成しています。
浮遊粒子状物質	全ての測定地点で環境基準を達成しています。
二酸化窒素	全ての測定地点で環境基準を達成しています。
微小粒子状物質(PM2.5)	全ての測定地点で環境基準を達成しています。

【対策】

大気環境を保全するためには、監視体制を充実するとともに、汚染物質の発生源であるばい煙発生施設及び粉じん発生施設等の監視を強化することが必要です。

そのため、県では関係法令や県公害防止条例に基づき、ばい煙発生施設等の立入検査の実施や施設の改善指導を行っています。

(3) 水環境の保全

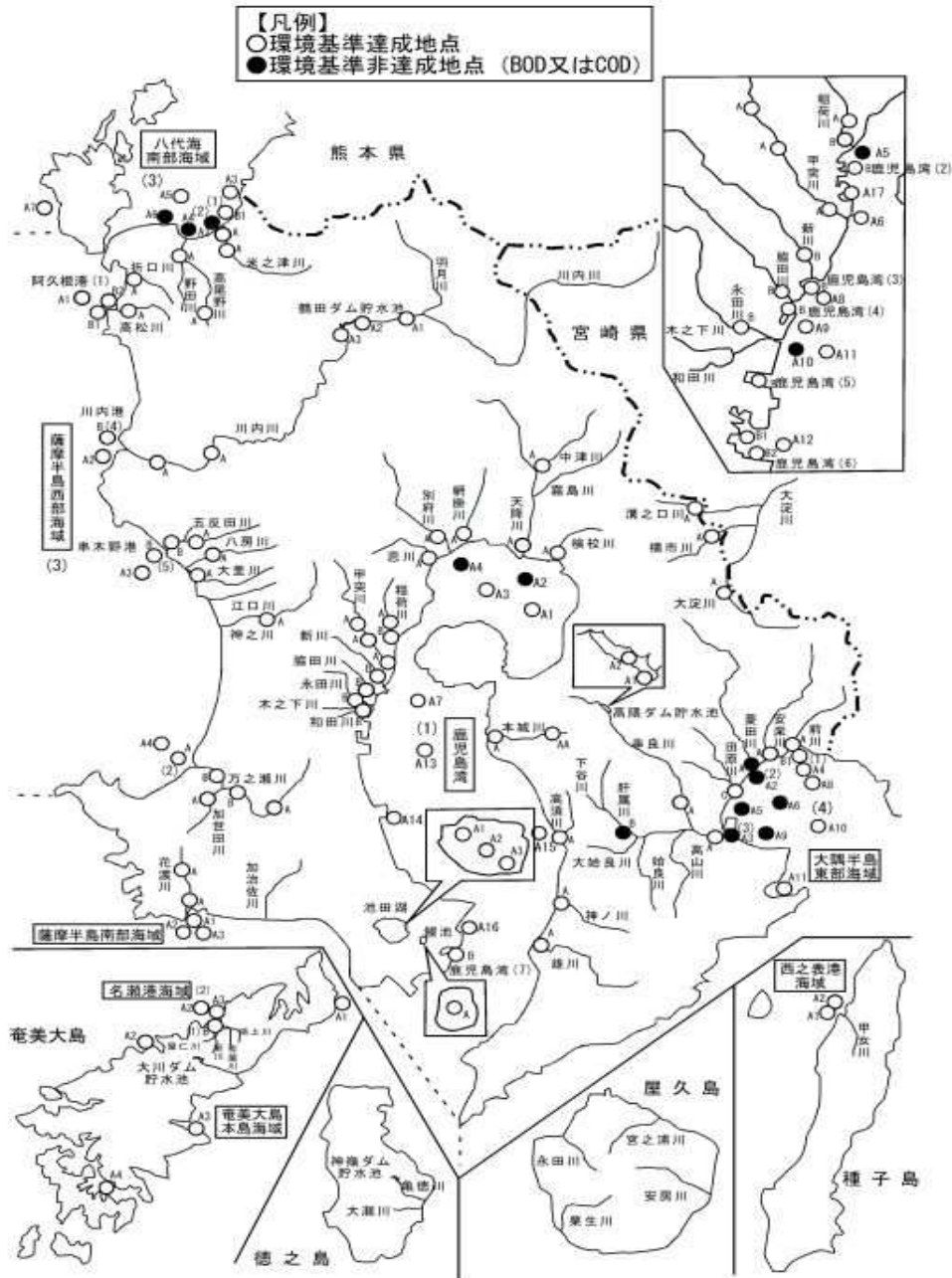
【現状】

・ 公共用水域の水質現況

県内の37河川、4湖沼及び8海域についてBOD等に係る環境基準の類型指定を行い常時監視を実施しており、令和2年度はBOD(河川)及びCOD(湖沼・海域)に係る環境基準の達成率は、河川95.3%、湖沼100.0%、海域75.0%で全体で88.7%となっています。

また、令和2年度の人々の健康の保護に関する項目(重金属等)については、102地点において調査した結果、全てが環境基準を達成しており、公共用水域の水質は、全般的には良好に維持されています。

県内公共用水域環境基準達成状況（河川・湖沼・海域）（令和2年度）



公共用水域（河川BOD，湖沼，海域COD）の環境基準達成率の推移

（単位：％）

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国
河川	95.3 (41/43)	95.2	97.7 (42/43)	94.0	97.7 (42/43)	94.6	95.3 (41/43)	94.1	95.3 (41/43)	—
湖沼	100.0 (4/4)	56.7	75.0 (3/4)	53.2	100.0 (4/4)	54.3	75.0 (3/4)	50.0	100.0 (4/4)	—
海域	66.7 (16/24)	79.8	66.7 (16/24)	78.6	79.2 (19/24)	79.2	83.3 (20/24)	80.5	75.0 (18/24)	—
全体	85.9 (61/71)	90.3	85.9 (61/71)	89.0	91.5 (65/71)	89.6	90.1 (64/71)	89.2	88.7 (63/71)	—

※1 () 書きは、達成水域数／調査水域数

※2 環境基準の達成評価は、類型指定を行っている水域で行い、河川はBOD，海域及び湖沼はCODのそれぞれ75%値により行うことになっています。

・ 地下水の水質現況

地下水については、全般的に良好な状況にありますが、一部の地域では砒素、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどが環境基準を上回っている地点があります。

地下水の測定結果（令和2年度環境基準値超過井戸）

調査項目	区分	地点数 (井戸数)	環境基準 (mg/L)	基準超過 井戸数	濃度範囲 (mg/L)
砒素	飲用	24	0.01以下	2	0.012～0.014
	他	48		8	0.011～0.087
トリクロロエチレン	飲用	23	0.01以下	0	—
	他	51		1	0.034
テトラクロロエチレン	飲用	23	0.01以下	0	—
	他	49		6	0.011～0.040
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	飲用	29	10以下	1	12
	他	113		5	11～15
ふっ素	飲用	27	0.8以下	1	0.92
	他	65		7	0.87～2.3

【対策】

公共用水域の水質保全を図るため、工場・事業場に係る排水については、法令に基づき監視・指導を行うとともに、法による規制が適応されない小規模な工場・事業場に対しても適正な排水管理を指導しています。

また、生活排水については、公共下水道や合併処理浄化槽などの整備を促進するとともに各家庭からの汚濁物質を削減するため県民の水質保全意識の高揚を図っています。

特に、閉鎖性水域である鹿児島湾や池田湖については、鹿児島湾ブルー計画や池田湖水質環境管理計画に基づき、生活排水対策、工場・事業場対策、畜産農業対策、水産養殖業対策など、関係団体や県民と連携して総合的な水質保全対策を推進しています。

「鹿児島湾ブルー計画」及び「第4期池田湖水質環境管理計画」

	鹿児島湾ブルー計画		第4期池田湖水質環境管理計画	
対象地域	鹿児島湾域の集水域内にある6市2町（6ゾーンに区分）		指宿市の池田湖直接集水域及び南薩畑地かんがい事業に関わる南九州市顛娃町3河川の頭首工上流の間接集水域	
計画期間	平成17年度～		平成23年度～令和2年度	
水質保全目標	項目	目標水質	項目	目標水質
	COD	2mg/L以下	COD	3mg/L以下
	窒素	0.3mg/L以下	全窒素	0.2mg/L以下
	りん	0.03mg/L以下	全りん	0.01mg/L以下

(4) 騒音，振動，悪臭等の防止

ア 騒音

令和2年度の騒音測定結果は，一般地域（道路に面する地域以外の地域）については，4市において測定がなされ，2つの時間帯（昼間・夜間）とも環境基準を達成していた測定地点は全測定地点の89.3%，いずれかの時間帯で環境基準を達成しなかった地点は3.6%，すべての時間帯で環境基準を達成しなかった地点は7.1%でした。

また，道路に面する地域については，道路端から50m以内で環境基準を達成していた戸数の割合は，県が騒音を測定した地域内の全戸数のうち，二つの時間帯とも達成していたのは100%でした。

鹿児島空港及び鹿屋飛行場周辺の航空機騒音の調査結果は，全調査地点が環境基準を達成し，九州新幹線の新幹線鉄道騒音の調査結果は，達成率は81.8%（9/11地点達成）でした。

県（全ての市及び一部の町）は，規制地域の指定及び特定工場等に係る規制基準等の設定等を行うこととされ，昭和58年度までに，県内全市町村について規制地域等の指定を行っています。

イ 振動

県（全ての市及び一部の町）は，振動規制法に基づき規制地域の指定及び特定工場等に係る規制基準等の設定等を行うこととされ，令和2年3月末現在で19市8町について規制地域等の指定を行っています。

ウ 悪臭

悪臭防止法に基づく規制基準には，物質濃度規制と臭気指数規制の2通りがあり，物質濃度規制は政令で指定されている特定悪臭物質（22物質），臭気指数規制は全ての物質を対象として，敷地境界，排出口及び排出水中における規制基準が定められており，県（全ての市及び一部の町）は，同法に基づき規制地域の指

定及び規制基準の設定を行っています。

令和2年3月末における県内の状況については、19市15町で規制地域を指定しており、多くの市町が特定悪臭物質の濃度による規制を採用していますが、鹿児島市、出水市、日置市、霧島市及びさつま町は臭気指数規制を導入しています。

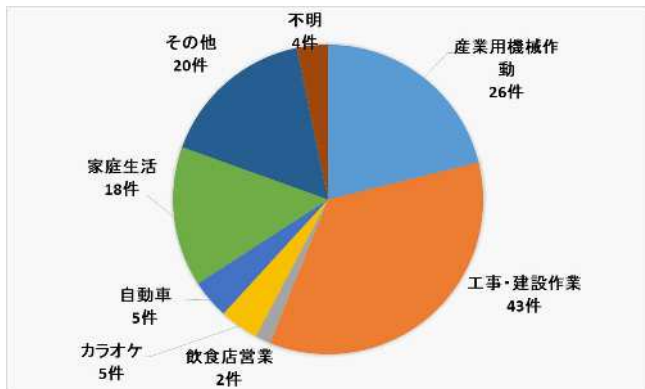
【令和2年度苦情件数】

騒音に関する苦情件数は、123件（前年度100件）となっています。

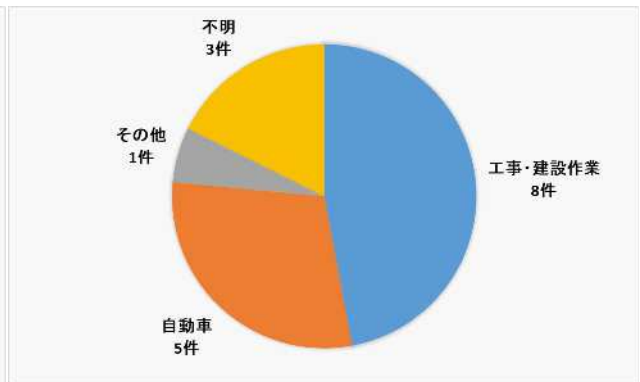
また、振動は、工事・建設作業、自動車等を主な発生源とし、苦情件数は17件（前年度14件）となっています。

悪臭についての苦情は例年数多く寄せられ、その発生源も焼却（野焼き）、家庭生活、産業用機械作動などさまざまです。令和2年度の苦情件数は200件（前年度121件）となっています。

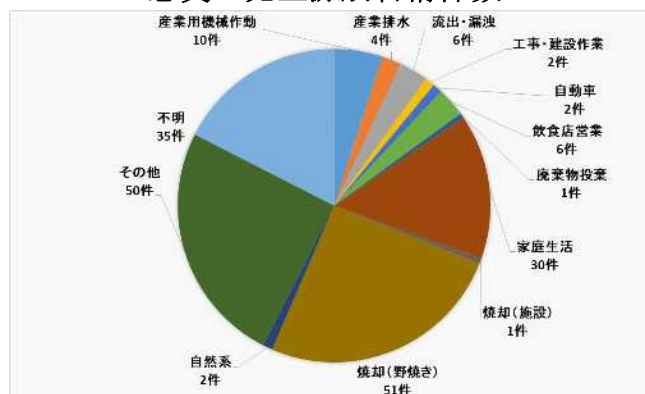
騒音の発生源別苦情件数



振動の発生源別苦情件数



悪臭の発生源別苦情件数



Ⅱ 対策

騒音、振動及び悪臭については、それぞれの法に基づく規制地域の指定や見直し等を行うとともに、法、条例等に基づく監視・指導を行っています。

特に騒音については、県公害防止条例により飲食店等の深夜営業騒音の規制や拡声器の使用制限を行っています。

4 良好な環境を支える共通施策の推進

(1) 環境影響評価等の推進

環境影響評価制度とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

本県においては、「環境影響評価法」及び「鹿児島県環境影響評価条例」に基づき環境影響評価を実施しています。

(2) 環境教育・環境学習の推進

県では、平成28年3月に策定された「県環境教育等行動計画」を令和3年3月に改定し、本県における環境教育等に関し、方向性や具体的な行動計画を示し、それを総合的かつ計画的に推進することにより「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を担っていく人材の育成を目指しています。

ア こどもエコクラブの支援

「こどもエコクラブ」は、次代を担う子どもたちが地域において自主的に環境学習や実践活動を行うことを目的に、幼児から高校生で結成されたクラブです。

県では、市町村とも連携しながら「こどもエコクラブ」の活動がより広く展開し、さらに充実するよう支援を行っています。

- ・ 活動内容：リサイクル活動, 清掃活動, 自然観察, 水質調査, 環境学習会など
- ・ 登録状況：クラブ数18団体, 会員数1,349人（令和2年度末現在）

イ かがしまこども環境大臣

自然環境の保護や保全活動を積極的に行う意欲のある子どもたちを対象に「環境レター」を募集し、優秀賞9点, 奨励賞9点, 学校賞2校を選考し、優秀賞の9名を令和2年12月25日に「第14期かがしまこども環境大臣」に任命しました。

- ・ 活動内容：かがしまこども環境大臣サミットへ参加
県主催やその他の環境イベント参加

5 環境保健

(1) 水俣病対策

ア 「水俣病」とは

水俣病は、新日本窒素肥料(株)の工場から排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を長期かつ大量に摂取したことによって起こった四肢末梢優位の感覚障害、運動失調、視野狭窄、難聴を主要症状とする中毒性中枢神経系疾患です。

イ 水俣病対策の概要

水俣病は、昭和31年の公式発見から今日まで深刻かつ重要な問題であり、本県ではこの水俣病対策を県政の重要課題として、被害者の迅速な救済を図るため、検診・審査体制の拡充強化、認定申請者に対する医療救済等の対策を進めるとともに、水俣病とは認定されていないものの、水俣病にもみられる一定の症状を有する者に対する医療費等の支給や、水俣病発生地域の住民に対する健康診査等を中心とする水俣病総合対策事業を実施してきたところです。

水俣病問題については、平成16年10月15日の水俣病関西訴訟の最高裁判決を契機に認定申請が急増したことから、保健手帳の申請受付の再開等の対策が図られることになり、また、水俣病被害者の新たな救済策の具体化に向けた検討が進められ、与野党の合意により、平成21年7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が可決成立し、平成22年5月から平成24年7月まで特別措置法の救済措置の申請の受付が行われました。

なお、救済措置の判定については、平成26年8月をもって全て終了しました。

水俣病認定申請・処分等の状況（令和3年3月末現在）

(単位：件)

申請総数	処分済		未処分	
	認定	棄却	保留	未審査
	493 (74)	4,284	1	1,066
5,844		4,777		1,067

※1 ()内は生存者で再掲

※2 申請総数は取下げ等を除く